

業者特定理由書

7208

名称	南車両基地転てつ器強度確認業務
特定業者	川崎車両株式会社、北海道支社
(特定機種)	
特定理由	<p>本業務は、南北線車両重量増加に伴い新設する転てつ器の強度確認を行うものである。</p> <p>札幌市交通局は、独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造したゴムタイヤによる中央案内軌条方式の車両及び軌道を運用している。そのため、既存の車両及び軌道に適合する転てつ器を新設するためには、当該業者が占有する知識・技術等を必要とする。</p> <p>よって、当該業者でなければ本業務の実施が見込めないことから、当該業者を特定いたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7211

〔設備保守等業務委託〕 1技術的要件

名称	南北線5104編成 T台車枠入れ替え作業	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	<p>本件は、下記装置の入れ替え作業を実施するものであり、作業に際しては車両本体の現行性能を維持することが求められる。そのため、メーカー占有の技術・知識・情報等が必要であることから、履行可能業者が標記業者に限定されるため特定することとしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	南北線5000形車両 T台車枠
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を支えており、走行する上で欠かせない主たる装置
	上記設備等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	業務内容	T台車枠を強化台車枠（300番代）へ入れ替える
	上記設備等の製造メーカーと特定業者との関係	保守専門会社の指定を受けている。
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	当該機器は、本市の仕様に基づきメーカーが設計・製作したものであり、当該業務を履行するにあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法で行わなければならない。当該機器の組立や取付に関してはメーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 ² 号	

業者特定理由書

7214

名 称	幌平橋駅特別清掃業務
特 定 業 者	株式会社シムス
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は、幌平橋駅のガラス、天井及び照明器具、壁等の清掃を行うものである。</p> <p>照明器具、壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。</p> <p>一方、当該駅は現状でも駅舎清掃業務（南清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで、人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。</p> <p>加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行可能業者が駅舎清掃業務（南清掃区）の受託者1者に限定する必要があるため、標記業者を特定することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第 1 号 2

業者特定理由書

7215

名称	将来の人口推計を見据えた駅業務の省力化検討業務
特定業者	株式会社日立製作所 北海道支社
特定理由	<p>本業務は、札幌市における将来の人口推計や労働力人口を踏まえ、今後40年の地下鉄駅業務の在り方を検討することを目的とする。</p> <p>上記業者は、公募型企画競争方式による審査の結果、契約交渉事業者となった業者である。</p> <p>当該業者は、当局が認識している将来的な駅員のなり手不足・業務の複雑化等の課題および市営交通事業としての公益性を理解し、課題解決に向けた技術力・知見を有するとともに、当局駅業務の特性等も理解したうえでの事業の提案は、事業における基本方針の理解、実現性、工夫・独自性など、事業実施にあたって、十分な力量があると将来の人口推計を見据えた駅業務の省力化検討業務企画競争実施委員会で評価し、受託予定者として選定した。</p> <p>よって、上記業者を特定して契約することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

0226

【業務委託：予定価格が100万円を超える】

名 称	東西線 8000 形車両予備台車分解整備	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	東西線 8000 形車両 予備 M 台車
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	東西線 8000 形車両台車装置の予備品。
	上記設備等の製造会社	川崎車両株式会社
	業務内容	上記について、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号）に基づいて全般検査相当の整備業務を行う。
	上記設備等の製造会社と特定業者との関係	保守専門会社の指定を受けている。
	業務の履行に製造会社占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>当該台車は、本市独自の仕様により製造会社が技術開発した台車であり、製造会社が設定した検査手順・整備方法によらなければ、整備後の装置が適正に作動しないおそれがある。</p> <p>標記業者は、製造会社より保守専門会社に指定されており、製造会社より技術支援を受けているため、製造会社以外の者では知り得ない知識・情報等を有している。年検査等で台車装置の分解整備を行っており、構造等についても熟知している。また、東車両基地に常駐している業者のため、整備後に不具合が発生した際には年検査工程に支障なく対応ができる。</p>
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

業者特定理由書

7230

名称	琴似・大谷地変電所更新に伴う誘導障害試験	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	信号保安装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各線(南北線・東西線・東豊線)に設置している設備で、列車検知装置、連動装置、自動列車制御装置等で構成されている装置
	上記設備等のメーカー	日本信号株式会社
	業務内容	上記設備の試験測定・評価を行う
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	標記装置は、本市独自仕様によりメーカーが製造したものであり、本業務はメーカーで設定した業務手順・作業方法によらなければ、調整後の機器が適正に動作しない恐れがあり、当該設備は一般流通品(汎用品)ではないことから、メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため、特定することと致したい
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業 者 特 定 理 由 書

7233

名称	豊平公園駅特別清掃業務
特定業者	株式会社シムス
(特定機種)	
特定理由	<p>本件は、豊平公園駅の各出入口、天井及び照明器具、側壁等の清掃を行うものである。</p> <p>照明器具、側壁等の清掃については通年業務委託による駅舎清掃業務の対象となっている一方で、定期清掃の回数が限られており経年による汚れを完全に落としきれない状況となっていることから、当該業務を新たに発注する必要がある。</p> <p>一方、当該駅は現状においても駅舎清掃業務（福住清掃区）の対象であることから、標記業者を特定することで人員や清掃用具を新たに手配する必要がなくなる。また、通常の清掃と今回の特別清掃の対象は重複する部分もあることから、標記業者を特定することで、清掃範囲の境界や重複等を意識することなく効果的に清掃業務を行うことができる。</p> <p>加えて、当該箇所に係る清掃作業時の駅舎設備の故障及び破損、汚損を防ぐための養生の実施、並びに事故発生時の原因及び責任特定の観点などを考慮した場合、履行业者を駅舎清掃業務（福住清掃区）の受託者1者に限定する必要があるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7234

名称	南郷7丁目駅空調機圧縮機交換
特定業者	札幌日信電子(株)
(特定機種)	南郷7丁目駅：日本キャリア(株)製HPCH-1系統RUA-P2501HV
特定理由	<p>本業務は日本キャリア製の空調機修理業務をおこなうものである。</p> <p>業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があること、日本キャリア製の空調機においては札幌日信電子(株)での保守が指定されているため、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。</p> <p>したがって、標記業者に特定することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7235

名称	南北線5000形車両VVVF装置ゲート制御ユニット基板交換
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	<p>VVVF装置は車両の主電動機に電源を供給するための装置であり、車両の安全な運行に欠かせない装置である。</p> <p>本件は南北線5000形車両に搭載されている三菱電機(株)製VVVF装置の機器更新を行うものであり、履行にあたっては、VVVF装置製造元であるメーカー占有の知識・技術を必要とする事から、履行可能者が1者に限定されるため特定することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7236

名 称	指令所自家発電設備整備
特 定 業 者	株式会社明電エンジニアリング 北海道支店
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は、札幌市高速電車指令所に設置された自家発電設備の点検整備を行うものである。</p> <p>業務の履行にあたっては、製造会社（株式会社明電舎）占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社の明電エンジニアリング（製造会社機器の保守、故障対応、修理を行っている）の1社に限定され、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p> <p>※上記製造会社（明電舎）は、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造会社と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7240

名称	NVL3A型空制弁自動試験装置定期整備
特定業者	ナブテスコサービス(株)札幌営業所
(特定機種)	なし
特定理由	<p>本業務の対象である「NVL3A型空制弁自動試験装置」は東豊線9000形車両に搭載されている、空制弁の試験を行う装置である。</p> <p>本装置は、札幌市交通局の仕様に基づきメーカーであるナブテスコ(株)が設計・製作したものであり、当該業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法によらなければ機器が適正に動作しない可能性がある。そのため、標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能な業者がグループ会社である、ナブテスコサービス(株)に特定されるため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

17244

名 称	南北線高架部設計地震動評価検討業務
特 定 業 者	公益財団法人鉄道総合技術研究所
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>【特定業者と契約する理由】</p> <p>本業務で検討する強震動予測手法に基づく設計地震動の算定及び構造物の応答値算定は、複雑かつ極めて高度な技術や専門的なノウハウ見識が求められる。</p> <p>標記業者（以下、鉄道総研と言う）は、札幌市交通局を含めた鉄道事業者等が鉄道構造物の設計等の際に準拠する唯一の公的技術基準である「鉄道構造物等設計標準・同解説」の編者である。本業務の根幹をなす設計地震動算定及び構造物応答評価に関する技術的知見は、この設計標準策定を通じて鉄道総研に集約されており、他の追随を許さない独占的なノウハウ見識となっている。</p> <p>本業務の目的を確実に達成し、公営企業としての公共性・安全性を担保するためには、設計基準の策定主体として当該技術分野をリードする鉄道総研が持つ特殊かつ高度な技術力と専門知識、そして公的知見が不可欠である。他の事業者では、この設計標準の根幹に関わる品質及び信頼性を代替できないと判断されるため、鉄道総研と随意契約することとしたい。</p>
根 拠 規 定	・地方公営企業法施行令第21条の13号第1項第2号

業者特定理由書

17245

名称	8000形東芝製VVVFインバータユニット予防保全業務
特定業者	東芝インフラテクノサービス(株) 北海道支社 店
(特定機種)	
特定理由	<p>VVVF制御装置は、架線から得た直流電流を交流電流に変化させ、電圧・周波数の制御を行う。これにより主電動機を任意に回転させることで車両の速度制御を行う。</p> <p>本案件の対象装置は本市の仕様に基づきメーカーが独自に設計・製作したものであり、一般流通品ではないことから、装置を適正に動作させるためには、各種調整値などメーカー占有の知識・情報等を必要とする。そのため、履行可能者が1者に限定されることから、メーカーである標記業者を特定することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7246

名 称	転てつ器重防食被膜補修
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本業務は、転てつ器の素地調整及び重防食被膜の補修を行うものである。</p> <p>本設備は本市独自の仕様により川崎車両(株)(川崎重工業の承継会社)が設計・製造したものであるため、業務の履行にあたっては川崎重工業(株)が占有する知識・技術等を必要とする。</p> <p>標記業者は、川崎車両(株)のグループ会社であり、川崎車両(株)との個別請負契約により本市地下鉄用車両及び転てつ器等に関する業務の一部(転てつ器の補修業務を含む)を移管されている。</p> <p>以上の理由より、標記業者でなければ当該業務の実施が見込めないことから、標記業者を特定いたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7248

〔設備保守等業務委託〕・2関連要件

名称	東豊線放送中央装置制御PCハードディスク交換作業	
特定業者	パナソニック コネク株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、特定することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	旅客案内放送設備
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	<p>■東豊線放送中央装置</p> <p>運行管理システムからの指示により、列車の接近・到着・出発などの案内放送を自動生成し、個別に各駅へ音声配信を行う装置。</p>
	業務内容	自動案内放送装置の主要部品交換及び試験調整
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>当該業務は通年業務委託（自動案内放送・集中監視装置保守）による保守契約の対象範囲外ではあるが、本業務による施工個所と保守業務の履行個所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要がある。また、標記業務の履行にあたっては、製造メーカーである標記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めない。以上のことから標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

*すべての要件を満たす者が他にないことを確認済みである。

業者特定理由書

7257

名 称	空調機修理(日本キャリア製)その2
特 定 業 者	札幌日信電子(株)
(特 定 機 種)	中の島駅 : 日本キャリア(株)製 駅務室室系統 室外機:MAR-M51HTM 室内機:AIC-353H
特 定 理 由	<p>本業務は日本キャリア(株)製のパッケージエアコンの整備業務を行うものである。日本キャリア(株)製の空調機においては札幌日信電子(株)での保守が指定されている。</p> <p>業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。</p> <p>そのため、標記業者に特定することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7259

名 称	空調機修理(日本ピーマック製)
特 定 業 者	日本ピーマック(株) 札幌営業所
(特定機種)	<p>日本ピーマック(株)</p> <p>麻生駅 : ATP36B-M-1</p> <p>北 34 条駅 : AT36A-M-LCD</p>
特 定 理 由	<p>本業務は日本ピーマック製の空調機の修理業務を行うものである。</p> <p>業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。</p> <p>そのため、標記業者に特定することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書 7260

名 称	運転シミュレーター装置更新業務
特 定 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>本件は、動力車操縦者養成の学科講習に導入されている運転シミュレーター装置の更新業務である。</p> <p>本システムは、運転手養成は基より鉄道業務従事員として必要な知識や技能向上を図るため、フォローアップ研修や駅務員養成など幅広く使用している。</p> <p>上記業者はこのシステムの納入業者であり、かつ著作権を有している。</p> <p>今回の更新にあたっては、機器の更新及び更新に伴う最新のOSの採用であり、訓練シナリオ等の変更などソフトウェアを新たに制作するものではなく、既存のソフトウェアの変換移行業務であるため、既存システム、ハードウェア及びソフトウェアのシステム一体とした総合的な占有する技術と知識が必要である。</p> <p>そのため、運転シミュレーター装置の納入業者である上記業者を特命することといたしたい</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;">3</p> <p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号</p>

業者特定理由書

名 称	東西線 8000 形車両床揚げ蓋部 ^部 溶接補修業務
特 定 業 者	川崎車両株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	当該機器は、本市の仕様書に基づきメーカーが設計・製作したものであり、当該業務を履行するにあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法で行わなければならない。当該機器の組立や取付けに関してはメーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7265

名称	令和7年度 定期券発行装置改修業務（冬ダイヤ）
特定業者	株式会社 東芝 北海道支社
（特定機種）	定期券発行機
特定理由	<p>本物件は、民営バスのダイヤ改正によるバス路線の変更等に伴い、定期券発行装置に係るソフトウェアの改修を行うものである。</p> <p>当該既設定期券発行機は本市独自の仕様に基づき標記メーカーが設計・製造を行ったものであり、ソフトウェアの改修にあたっては、メーカーのみが所有する機器（データ作成機）がなければ、本市独自仕様のソフトウェア更新ができない。</p> <p>以上のことから、本業務を的確に遂行できるものは、製造業者である上記業者以外にない。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7266

名称	運転状況記録地上装置保守	
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社	
特定理由	<p>本件は、運転状況記録地上装置の保守に関する業務であり、業務の履行にあたって、運転状況記録地上装置のプログラムに関するメーカー占有の知識・技術等が必要である。したがって、履行可能業者が標記業者に限定されるため、特定することといたしたい。</p>	
	標記機器等の用途・性能	<p>運転状況記録地上装置は車両の車上検査装置により収集した運転状況、故障状況等のデータの読出しや保存、車上検査装置で実施した年検査及び月検査等の検査記録を保存・帳票する装置。</p>
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	<p>運転状況記録地上装置及び車両の車上検査装置に関するメーカー占有の設計・製作に係わる技術・知識を必要とするため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業者特定理由書

7267



名 称	東豊線 9000 形車上検査装置修繕業務
特 定 業 者	三菱電機株式会社北海道支社
(特定機種)	仕様書の通り
特 定 理 由	<p>本業務の対象である「車上検査中央制御装置」「車上検査中央モニタ装置」は車上検査装置を構成する部品であり、業務の履行にあたってはメーカーである三菱電機株式会社が専有する車上検査装置の設計・保守に関する技術及び車両システム一体としての総合機能試験に関する技術・試験装置等が必須であり、履行可能な業者が標記業者 1 者に特定されるため。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7277

名 称	南車両基地土木構造検討業務その2
特 定 業 者	八千代エンジニアリング株式会社 北海道営業所
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>標記業者は、南車両基地工場棟改築ほか工事の実施設計を履行している業者であり、現場状況にも精通していることから、標記業者に本業務を履行させることが本局にとって有利である。</p> <p>このことから、他の業者が本業務を履行する場合と比較して成果品の品質向上が期待でき、さらに打合せ協議等の費用も軽減できる。(12.6%)</p> <p>以上のことから、標記業者と、随意契約することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

業者特定理由書

7284

(設備保守等業務委託) 2 関連要件

名称	駅映像装置移設業務		
特定業者	パナソニックコネク外株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社		
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、特定することといたしたい。</p>		
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	旅客案内設備	
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	<p>旅客案内設備の一部である駅映像装置は各駅に設置され、駅構内映像の確認を目的とする。改札口、EV前、券売機、通路にカメラを設置しており、駅務室に設置したモニタから映像の確認が可能である。同映像の提供により、駅員による旅客対応を支援している設備である。同映像は光のネットワークを経由して大通駅に集約され録画装置に記録している。</p>	
	業務内容	<p>バスセンター前駅～新さっぽろ駅に設置している駅映像装置について、移設・本設置、電源制御装置の設置、試験調整等を行う。</p>	
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>駅映像装置はパナソニックコネク外株式会社が設計・設置しており、現在も通年業務委託保守契約（自動案内放送・集中監視装置保守）の対象となっている。しかし、駅映像装置の移設業務については、上記保守契約の対象外であるため、別途発注する必要がある。駅映像装置を移設するにあたり、当該設備に対する専門の知識・技術力を必要とし、異常・故障が発生した場合に対応できるのも標記業者だけである。したがって、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし		
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号		

*すべての要件を満たす者が他にないことを確認済みである。

業者特定理由書

7286

名称	東西線8000形車両照明器具更新作業、
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社、
(特定機種)	
特定理由	<p>本件は8000形車両の照明器具の更新に伴う、既存機器の取り外し及び更新機器の取り付け作業を行うものである。</p> <p>検査業務、車両の改修・整備、車両部品による保守契約の対象となっており、本業務と履行箇所が重複するため車両故障・事故発生時の原因及び責任の所在を特定する必要がある。</p> <p>また、本件の交換業務は上述の業務の範囲外であるため新たに業務委託を発注する必要がある。</p> <p>本業務の履行にあたっては、東西線8000形車両の車体及び艤装に関する知識や技術等を必要とし、履行可能業者が保守指定会社1者に限定される。</p> <p>したがって、車両製造会社である川崎重工業株式会社から車両保守業務等事業について承継した川崎車両株式会社より保守専門会社の指定を受け、業務範囲の検査業務、車両の改修・整備、車両部品を受託している標記業者に特定することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号、

業者特定理由書

17292

名称	AIを用いたお客様案内サービス試験運用業務（真駒内駅）
特定業者	株式会社ティファナ・ドットコム
特定機種	AIさくらさん
特定理由	<p>本業務は、AIによる多言語での自動応対機能を導入することでインバウンド対応を効率化し、リモート接客及び遅延情報との連携により駅係員省力化の効果を検証するものである。</p> <p>特定機種である「AIさくらさん」は、昨年南北線すすきの駅に試行設置後、利用率並びに駅係員アンケートにおいて有用性が確認され、すすきの駅のAIが学習したデータを他駅でも生かすことが可能である。</p> <p>また、特定業者はAIさくらさんの「ユーザーからの問いかけに対し、ユーザーの属性（年齢・表情・性別）を判別し、音声やテキスト、画像、動画などで最適な案内を行う技術に特許を取得しており、この技術は当該業者のみが保持するものである。効果検証の結果を運営に生かすためには正確な情報収集が必要であり、以上のことから当局の求める仕様で本業務を履行できる業者は一者に特定されることから、本業務の相手方を標記の業者に特命することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7293

名 称	南北線5000形車両主制御装置ソフトウェア変更による乗り心地測定業務
特 定 業 者	(株)日立製作所北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>標記業者は南北線5000形車両用主制御装置(VVVFインバータ制御装置)の原設計を行ったメーカーであり、南北線5000形車両の主制御装置に関する十分な知見を有している。</p> <p>また、標記業務では5000形車両6次車以降のVVVFインバータ制御装置のソフトウェアを変更して乗り心地測定を実施するため、業務の履行は当該装置メーカーである標記業者に限られることから、業者を特定することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7294

名 称	東西線剛体電車線支持物修繕
特 定 業 者	日本電設工業株式会社 北海道支店
(特定機種)	
特 定 理 由	<p>地下鉄東西線の剛体電車線支持物は剛体電車線を絶縁・支持している電車線設備である。</p> <p>本業務は剛体電車線支持物を修繕するものであり、業務の履行にあたっては、電車線設備の施工会社以外のものでは知らない技術及び知識が必要であることから、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、施工会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7295

名 称	東西線案内軌条ボンド修繕
特 定 業 者	日本電設工業株式会社 北海道支店
(特定機種)	
特 定 理 由	案内軌条ボンドは案内軌条のつなぎ目を電氣的に接続するために用いられている設備である。 本業務は東西線の菊水駅から新さっぽろ駅間および東車両基地庫外に布設された案内軌条ボンドを修繕するものであり、業務の履行にあたっては、電車線設備の施工会社以外のものでは知りえない技術及び知識が必要であることから、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、施工会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7298

名称	南北線さっぽろ駅改良に伴う出改札機器移設業務
特定業者	日本信号株式会社北海道支店
特定理由	<p>本業務は、改札機等の出改札機器のほか、駅処理装置や分電制御盤といった、各出改札機器の監視や制御を行う機器の移設とそれに伴うソフトウェア変更、動作確認を行うものである。</p> <p>これらの機器については、本市の仕様により、日本信号㈱（以下、メーカーという）が開発・設計したものであり、本業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であるため、特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	<p>・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号</p>

業 者 特 定 理 由 書

7211

名称	さっぽろ駅改良に伴う IC ラック 移設業務、
特定業者	株式会社北海道日立システムズ、
(特定機種)	IC カードシステム通信ネットワーク、
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、既設ネットワークを構築する各機器間の監視・通信状態が適正に確保されなければならない、そのための機器設定等にはメーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号、

業者特定理由書

7296

名称	南北線5000形車両VVVF装置パワーユニット電流センサー交換
特定業者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	<p>VVVF装置は車両の主電動機に電源を供給するための装置であり、車両の安全な運行に欠かせない装置である。</p> <p>本件は南北線5000形車両に搭載されている三菱電機製VVVF装置の部品交換を行うものであり、履行にあたっては、VVVF装置製造元であるメーカー占有の知識・技術が必要とする事から、履行可能者が1者に限定されるため特定することとしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7300

名 称	自動制御設備修理(ジョンソン製)
特 定 業 者	ジョンソンコントロールズ(株)北海道支店
(特定機種)	栄町駅：自動制御設備 (ジョンソンコントロールズ製) 新道東駅：自動制御設備 (ジョンソンコントロールズ製)
特 定 理 由	<p>本業務はジョンソンコントロールズ(株)製の自動制御設備の部品交換修繕を行うものである。</p> <p>業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。</p> <p>そのため、標記業者に特定することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書 7309

名称	8000形三菱製VVVF制御装置ゲート制御ユニット更新作業(RP23)
特定業者	三菱電機(株) 北海道支社
(特定機種)	
特定理由	<p>VVVF制御装置は、架線から得た直流電流を交流電流に変化させ、電圧・周波数の制御を行う。これにより主電動機を任意に回転させることで車両の速度制御を行う。</p> <p>本案件の対象装置は本市の仕様に基づきメーカーが独自に設計・製作したものであり、一般流通品ではないことから、装置を適正に動作させるためには、各種調整値などメーカー占有の知識・情報等を必要とする。そのため、履行可能者が1者に限定されることから、メーカーである標記業者を特定することとした。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7313

(設備保守等業務委託) 2 関連要件

名称	総合伝送路装置移設業務 (本局庁舎移転)	
特定業者	NEC ネットエスアイ(株)北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、特定することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	総合伝送路装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各線 (南北線・東西線・東豊線) の各駅等を光ケーブルで接続し列車の運行に必要な各種デジタル・アナログ情報を光信号により伝送する装置で光多重端局装置、回線交換装置、監視装置から構成されている設備。
	業務内容	交通局本局庁舎改修工事に伴い、庁舎機能の一時移転先である本局仮庁舎へ総合伝送路装置の回線構築を行う。
	業務の履行に必要な要件とその事由	本件は総合伝送路の回線構築を行うものであり、更新にあたっては、既設設備との関係から独自の技術及び知識が必要である。また、当該設備は一般流通品 (汎用品) ではないことから、標記業者以外の者では知りえない知識・情報等を必要とし、異常・故障が発生した場合に対応できるのも標記業者だけである。したがって、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

*すべての要件を満たす者が他にないことを確認済みである。

業者特定理由書

7315

〔設備保守等業務委託〕 2関連要件

名称	自動案内放送集中監視装置オーバーホール	
特定業者	パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、特定することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	非常列車停止警報装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	<p>■非常列車停止警報装置 ホームでの異常・緊急時に列車を緊急停止させる安全に係わる装置。</p>
	業務内容	非常列車停止警報装置の主要部品交換及び試験調整
	業務の履行に必要な要件とその事由	<p>当該業務は通年業務委託（自動案内放送・集中監視装置保守）による保守契約の対象範囲外ではあるが、本業務による施工個所と保守業務の履行個所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該個所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要がある。また、標記業務の履行にあたっては、製造メーカーである標記業者占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めない。以上のことから標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

*すべての要件を満たす者が他にないことを確認済みである。

業者特定理由書

7318

名称	西11丁目駅エアコン修理(日立製),
特定業者	株式会社日立産機システム, 北海道支社
(特定機種)	西11丁目駅: (株)日立産機システム製, RAS-AP280SG,
特定理由	<p>本業務は日立産機システム製の空調機修理業務をおこなうものである。</p> <p>業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7319

名称	南郷18丁目駅空調機修理(日本ピーマック製)
特定業者	日本ピーマック株式会社, 札幌営業所
(特定機種)	南郷18丁目駅: 日本ピーマック(株)製 WTP42AM
特定理由	<p>本業務は日本ピーマック製の空調機修理業務をおこなうものである。</p> <p>業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7321

名 称	低濃度PCB特別管理産業廃棄物処理業務
特 定 業 者	JX金属苫小牧ケミカル株式会社
(特定機種)	—
特 定 理 由	<p>本業務は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき策定された「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」により、保有しているコンデンサ等の低濃度PCB廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物）の処理である。廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき無害化処理認定を受けており、かつコンデンサ等を処理できる業者でなければならない。そのため、道内で無害化処理認定を受けており、今回処理予定の廃棄物処理が可能である、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号

業者特定理由書

7326

名称	地下鉄車内放送の音声広告作成業務	
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店	
特定理由	<p>標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	東西線8000形、南北線5000形、東豊線9000形車両の自動放送装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	次駅の案内放送、啓蒙放送、CM（コマーシャル）放送などを車内へ自動放送する装置
	上記設備等の製造メーカー	日本信号株式会社
	業務内容	地下鉄車内放送の音声広告作成業務
	上記設備等の製造メーカーと特定業者との関係	同一
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	定められた業務手順・作業方法によらなければ、作業後の機器が適正に作動しない恐れがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、製造メーカー以外の者では知り得ない知識・情報等を必要とするため。また、当局が規定する広告受付管理の期限上において、当該業務を履行できるのが1者に限られるため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業者特定理由書

7330

名称	車両保守管理システム予備機セットアップ業務	
特定業者	(株) 日立製作所 北海道支社	
特定理由	<p>本件は車両保守管理システムの予備機製作を行うものであり、業務の履行にあたっては、車両保守管理システムのプログラムに関する製造メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能会社が1社に限定されるため、標記業者に特命することといたしたい。</p>	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	車両保守管理システム
	上記設備等の用途・性能	地下鉄南北線・東西線・東豊線の3路線における車両の保守管理、部品管理、走行距離管理等のデータ管理を総括的に行うシステム
	上記設備等の製造メーカー	(株) 日立製作所 北海道支社
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	<p>当該装置は、本市の仕様に基づきメーカーが設計、製作したものであり、当該業務の履行にあたっては、メーカーが設定した業務手順、作業方法によらなければ機器が適正に動作しないおそれがある。また、当該装置は一般流通品（汎用品）ではないことから、各種調整値などメーカー以外の者では知り得ない知識、情報等を必要とするため。</p>
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業者特定理由書

7334

名 称	札幌市交通局移転に伴う電力管理システム端末移設業務
特 定 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
(特定機種)	電力管理システム
特 定 理 由	<p>本件は、札幌市交通局移転に伴う電力管理システム端末移設業務について、電力管理システムの東西線伝送路構成の調整及び電力管理システム端末の仮庁舎ビルへの移設、回線接続、疎通確認を行うものである。標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、電力管理システムの製造会社である標記業者に特定して随意契約することといたしたい。</p>
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号